

【概要版】第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について(中間報告)

資料3本編
表1抜粋

【1. 背景】

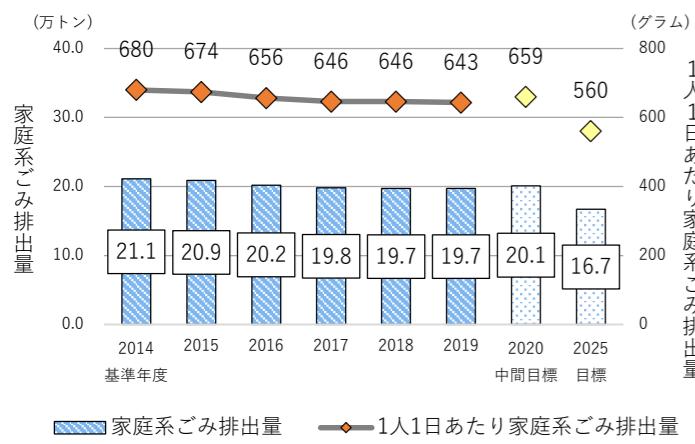
本計画に基づき、一般廃棄物の適正処理及び減量化・リサイクルに関する様々な施策等を実施した結果、社会経済情勢の変化や消費者意識の動向などの影響を受けながら、ごみ排出量は、家庭系・事業系ごみとともに減少している。

最終目標の達成に向けて、廃棄物の取り巻く社会経済情勢の変化、関係法令等の変遷と整合を図りながら、一般廃棄物の適正処理及び減量化・リサイクルの更なる推進が必要であり、改定を行う。

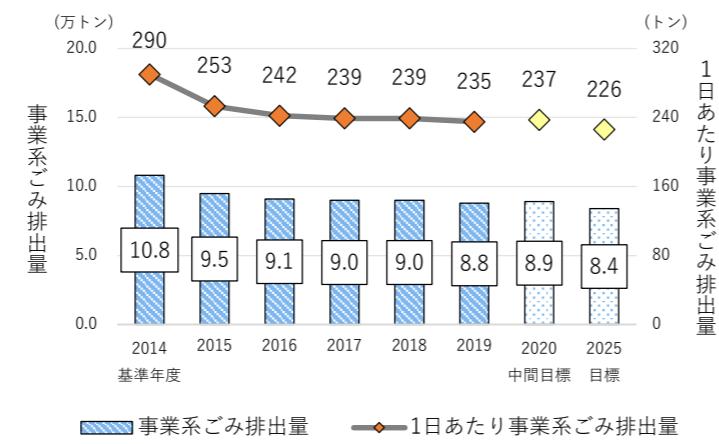
【2. 計画目標の達成状況】

家庭系及び事業系ごみ排出量、清掃工場搬入量、最終処分量は長期的に減少傾向にあり、「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」、「1日あたり事業系ごみ排出量」はともに中間目標を達成しているが、リサイクル率については、低下傾向にあり、目標達成は十分と言えない状況となっている。

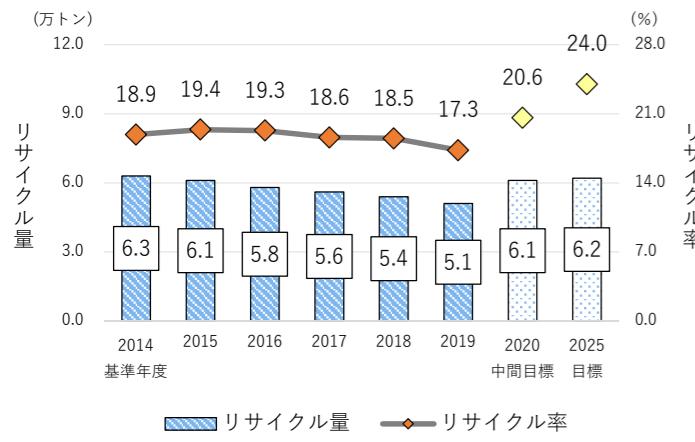
① 1人1日あたり家庭系ごみ排出量



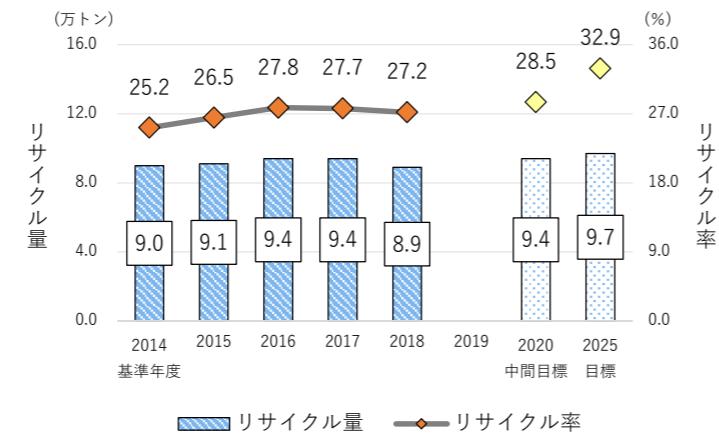
② 1日あたり事業系ごみ排出量



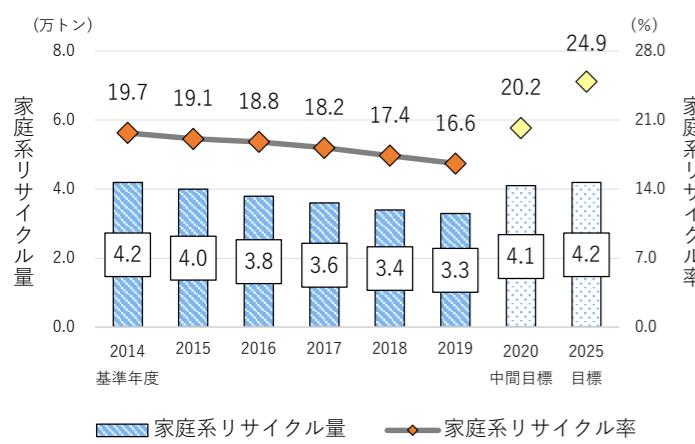
③ リサイクル率【減量計画書を含まない場合】



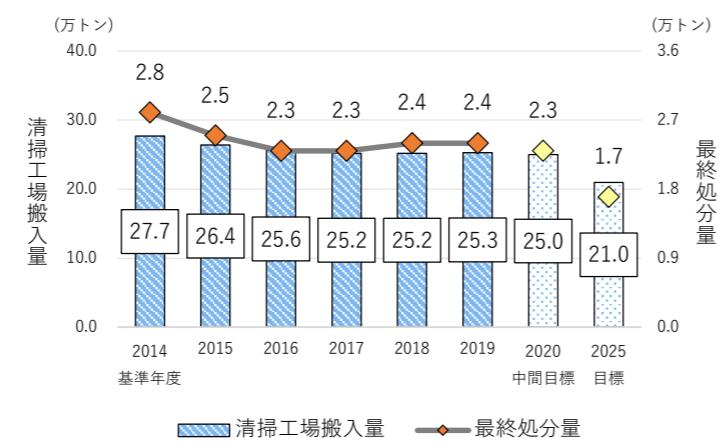
④ リサイクル率【減量計画書を含む場合】



⑤ 家庭系リサイクル率



⑥,⑦ 清掃工場搬入量・最終処分量



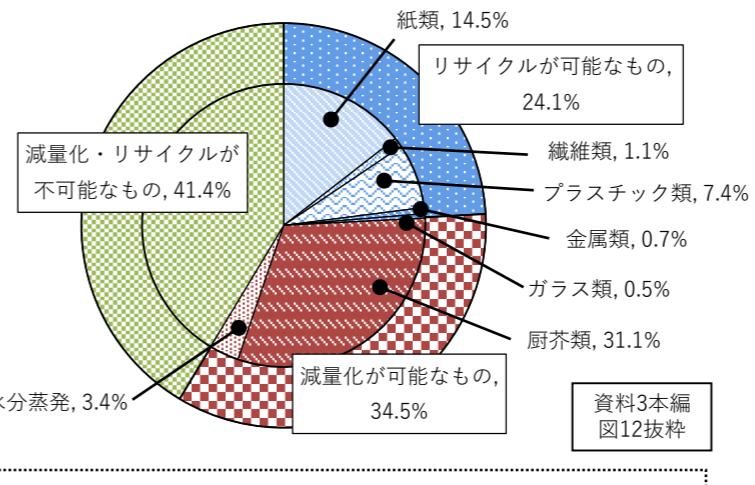
【3. ごみを取り巻く状況】

(1) 概要

年度	家庭系ごみに関する取組	事業系ごみに関する取組
2016	8月 ごみの分別アプリ「さんあ～る」の導入 10月 直接搬入手数料最低重量単位の変更 (10kg⇒100kgへ) 3月 「堺市災害廃棄物処理計画」策定	
2017	11月 水銀使用廃製品回収開始 3月 「堺市一般廃棄物処理施設整備構想」策定	4月 事業系古紙回収協力事業所制度開始 2月 食べきり協力店制度開始
2018	8月 鉄類及びアルミの回収機能を加えた東工場破碎施設稼働開始 (現在休止中)	10月 「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」締結
2019	8月 集団回収の対象品目 (その他の吉紙) 追加	
2020	5月 ふれあいサポート収集開始	

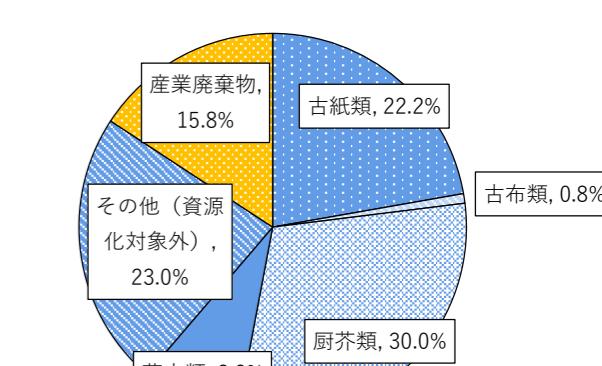
(2) 減量化・リサイクル

①生活ごみ組成分析調査 (2019年度)



資料3本編
図12抜粋

②事業系一般廃棄物排出実態調査 (2019年度)



資料3本編
図14抜粋

【4. 中間目標への総括】

- 堺市では、ごみの適正処理及び減量化・リサイクルの推進に向け、現行計画に基づき、2020年度中間目標及び2025年度最終目標の達成をめざし、様々な施策を実施してきた。
- 製品素材の変化によるごみの多様化及び軽量化、電子化の進展による紙媒体の減少などに伴う社会的変化や4R運動の推進によるごみ減量意識（リデュース、リフューズ）の向上、市による様々なごみの減量化・リサイクル施策を実施した結果、堺市におけるごみの発生排出抑制が進み、家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量が減少したものと考えられる。
- その一方で、「リサイクル率」の低迷が続いていることや、電子化の進展による紙媒体の減少（新聞・雑誌等の発行部数の減少など）や製品の素材変化や軽量化におけるリサイクル量の減少及びごみ全体の減量による排出量の減少など複合的な要因に基づくものと考えられる。
- 「リサイクル率」における目標達成は困難な状況となっているが、家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量は減少しており、中間目標は達成できる見込みとなっている。しかし、現在の傾向が続くようであれば、2025年度最終目標に向けては、いずれも達成が困難な状況にある。今後はこれまでの施策を継続して実施するとともに、ごみの減量化・リサイクルの推進に向け、社会的変化に合わせ、これまでとは異なる手法による新たな施策を実施していく必要がある。

【概要版】第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について(中間報告)

【5. 改定について】

(1) 基本的な考え方

- 現行計画では「ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない『循環型のまち・堺』」を基本理念に、「4Rのさらなる推進」、「ごみに関わる多様な主体の連携・協働」、「環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築」の3つの基本方針のもと一般廃棄物の適正処理及び減量化・リサイクルを進めてきた。
- 国では、現行計画の策定以降、「第4次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」の閣議決定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布・施行、「プラスチック資源循環戦略」の策定など、廃棄物行政を取り巻く環境は大きく変化している。また、2015年度に採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」について、関連する各課題を解決するとともに、SDGsの17のゴールの達成にも貢献する必要がある。
- また、堺市では、10年後を見据え市が取り組むべき方向性を示す「(仮称)次期堺市基本計画」、脱炭素・資源循環・自然共生等各環境分野を総合的に盛り込み、2050年の長期的な環境の将来像等を掲げる「(仮称)堺環境戦略」が2020年度に新たに策定予定であり、市における行政計画も今年度大きく変わることが予想される。



- これまでと同様の施策だけではなく、今後のごみの減量化・リサイクルが可能な対象を把握し、対象を明確にした具体的な施策を多岐にわたり実行していく必要がある。
- 廃棄物を取り巻く環境が急速に変化するなかで、更なるごみの減量化・リサイクルを進めていくには、今年度策定予定の市の上位計画や関係法令等との整合性を図りながら、より実効的な内容について検討するべきである。その際には、計画期間を現行計画と同じ今後5年間に限らず、上位計画とあわせ、今後10年間など長期を見据えた計画にすることも合わせて検討するべきである。

(2) 計画目標について

① 「ごみの排出に関する目標」…「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」「1日あたり事業系ごみ排出量」

- 最終目標達成に向けて、更なるごみの減量に努めていく必要がある。
- 家庭系ごみ排出量は、ごみ減量化・リサイクルに関する取組について、ごみの減量化の促進につながるもの、適正分別等によりリサイクルの促進につながるものに分類し、それぞれの施策による対策効果について個別に検討するなど、目標設定に向けて、慎重に検討を行う必要がある。
- 事業系ごみ排出量は、減量計画書等を参考に事業系ごみ排出状況を把握し、減量化及びリサイクルを促進するものに分類し、目標設定に向けて個別に検討を行う必要がある。

② 「リサイクルに関する目標」…「リサイクル率」「家庭系リサイクル率」

- 「リサイクル率」はいずれも低下傾向にあり、更なるリサイクルの促進に努めていく必要がある。
- 「リサイクル率」は全国的にも堺市においても低下傾向にあり、一方でごみの減量はリサイクル対象そのものの減少につながるものであり、リサイクル量の減量に影響を与えるものである。現状では、ごみと資源の分別徹底など市民による取組効果が「リサイクル率」に直接反映されない状況となっており、計画目標としての「リサイクル率」の妥当性について検討が必要である。
- しかしながら、リサイクルに関する目標は今後循環型社会の形成に向け有用であることから、計画目標の変更も視野に検討を行るべきである。計画目標を変更する場合は、プラスチックごみなど国による動向に注視しながら、民間で独自に資源物を回収している場合など市全体のリサイクル量等のより正確な数値の把握に向け積極的に努めていく必要がある。
- 目標変更の際には、市民の取組効果が直接反映されるよう、リサイクル量全体を対象とするのではなく、「生活ごみに含まれるリサイクル可能なものの割合」など、ごみや資源の対象を具体化した目標の設定や、最終的なゴールとなる『目標』だけでなく、施策の進捗状況を確認、今後の取組の参考とする『指標』の設定も視野にいれて検討していく必要がある。

③ 「ごみの処理・処分に関する目標」…「清掃工場搬入量」「最終処分量」

- 近年横ばい傾向が続いているが、最終目標達成に向けて、更なるごみの減量に努めていく必要がある。
- 清掃工場等施設整備を進めるうえで、重要な基準となるものであり、より安全・安心で安定した処理体制の構築に向けた2工場体制の確立及び頻発する自然災害に対応するため災害廃棄物の処理を見据えた余力の確保を視野に検討を行うべきである。

【6. 今後の施策展開(方向性)】

(1) 減量化・リサイクル

- 生活ごみに約60%混入する減量化可能なもの、リサイクル可能なものの削減に向けて、重点的に実施する取組(食品ロスを含む家庭系生ごみの減量、家庭系古紙類の回収強化、ごみと資源の分別徹底)を設定、なかでも古紙類の新たなリサイクル体制の構築は必須であり、早期実施に努めていくべきである。
- 今後のごみ減量化・リサイクルは家庭系及び事業系、減量化及びリサイクルを促進するものに分けて、堺市の現況に合わせた新規・拡充施策を検討・実施していく必要がある。また、施策を実施していく際には、市民がイメージしやすい具体的な目標を提示するなどわかりやすい情報発信を強化することが必要である。
- 「家庭ごみ有料化」の導入にあたっては、引き続き、堺市の現況、社会経済情勢等を注視しながら、慎重な検討が必要である。
- 事業系ごみに混入するリサイクル可能なものの削減に向け、情報発信の強化及びリサイクル体制の構築が必要である。

注) ● 特に重点的に検討・実施すべき取組

	家庭系ごみに関する取組	事業系ごみに関する取組
減量化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスを含む家庭系生ごみの減量 ○ 使い捨てプラスチックの削減 ○ リユースの推進 ○ ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信強化 ○ 家庭ごみ有料化の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業用大規模建築物所有者に対する取組強化 ○ 清掃工場における搬入手数料の適正化 ○ ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信
リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭系古紙類の回収強化 ● ごみと資源の分別徹底 	○ 事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備

(2) 収集運搬

- ごみ処理経費に占める収集運搬経費の割合が高いことから、収集運搬経費削減に努めるとともに、低炭素社会の構築に向けて、CO2排出量削減の観点から、より効率的な収集運搬ルートの構築に努めていく必要がある。
- 高齢者を含む社会的弱者への対応策を検討していく必要がある。

主な取組

- 家庭系ごみの既存分別収集の整理
- 高齢者等への対応
- 清掃工場自己搬入制度の適正化
- 事業系ごみ収集運搬制度の検討
- ごみの排出方法の周知や指導の徹底

(3) 中間処理(最終処分を含む)

- クリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場の2工場体制でごみの処理を行い、東工場第一工場で補完的に処理を行っているが、老朽化が進んでおり、今後長期間の運転が困難な状況となっている。また、現在の体制では、稼働率の高い状態が継続しており、安全・安心で安定的なごみ処理体制の確保が将来的に難しくなる可能性があることが懸念される。
- 将来的には、収集運搬効率、CO2排出量の削減、災害時の分散配置等の観点から、東工場及び現在休止中の南工場の敷地内において順次更新を図るとともに、災害廃棄物処理を見据えた一定の余力を確保する必要がある。

主な取組

- 中間処理施設の更新(ごみ焼却施設、資源化施設)
- 災害に強い処理体制の構築
- 環境負荷への配慮
- ごみの減量化・リサイクルの推進による最終処分量の削減